

事 務 連 絡  
平成27年2月27日

各学校・保育所の設置者 殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター

災害共済給付における子ども・子育て支援新制度への対応について

日ごろから、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付業務について、格別の御協力をいただきありがとうございます。

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が平成27年4月に本格施行されます。

この中で、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」という。）等も改正され、災害共済給付制度について所要の改正が行われており、新制度の本格施行と合わせて施行されますので、その概要を下記のとおりお知らせします。

現在も改正手続きが進められているところですが、新制度の本格施行時期を踏まえ、前もってのお知らせになることを御承知おきください。

なお、本件については新制度に関係する部署等にも周知くださるようお願いいたします。

記

今回のセンター法の改正では、災害共済給付の対象として、「幼保連携型認定こども園」が単一の学校種として加わり、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分及び地方裁量型認定こども園が、「保育所等」として新たに災害共済給付の対象となりました。

共済掛金の額等の詳細については、別紙「平成27年度 共済掛金額について（予定）」のとおりですので御参照ください。

なお、本件に関する御質問等は、下記の連絡先までお願いします。

【日本スポーツ振興センター学校安全部連絡先】

都道府県	問合せ先電話番号	担当部署
茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉	03-5410-9162	給付第二課
東京・神奈川・新潟・山梨・長野	03-5410-9163	
北海道・青森・岩手	022-716-2107	仙台給付課
宮城・秋田・山形・福島	022-716-2108	
福井・愛知・三重	052-533-7822	名古屋給付課
富山・石川・岐阜・静岡	052-533-7823	
大阪・奈良・和歌山	06-6456-3602	大阪給付課
滋賀・京都・兵庫	06-6456-3603	
鳥取・島根・岡山・広島・山口	082-511-2956	広島給付課
徳島・香川・愛媛・高知	082-511-2957	
福岡・鹿児島・沖縄	092-738-8725	福岡給付課
佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎	092-738-8726	

## 平成27年度 共済掛金額について (予定)

## (1) 平成27年度共済掛金額及び免責の特約掛金額について

※免責の特約に係る共済掛金(25円・通信制は2円)は、設置者負担です。

区 分		共 済 掛 金 の 額	内 訳	
			災害共済給付に係る 共 済 掛 金	※免責の特約に係る 共 済 掛 金
義務教育 諸 学 校	一 般	945 円 (485 円)	920 円 (460 円)	25 円
	要 保 護	65 円 (45 円)	40 円 (20 円)	25 円
高 等 学 校	全 日 制	1,865 円 (945 円)	1,840 円 (920 円)	25 円
	定 時 制	1,005 円 (515 円)	980 円 (490 円)	25 円
	通 信 制	282 円 (142 円)	280 円 (140 円)	2 円
高 等 専 門 学 校		1,905 円 (965 円)	1,880 円 (940 円)	25 円
幼 稚 園		295 円 (160 円)	270 円 (135 円)	25 円
<b>幼保連携型認定こども園</b>		<b>295 円 (160 円)</b>	<b>270 円 (135 円)</b>	<b>25 円</b>
保 育 所 等	一 般	375 円 (200 円)	350 円 (175 円)	25 円
	要 保 護	65 円 (45 円)	40 円 (20 円)	25 円

## (2) 共済掛金の保護者からの徴収額について

共済掛金は、学校の設置者と災害共済給付契約の対象とする児童生徒等の保護者が負担することになっていますが、この保護者負担分は、当該学校の設置者が定め、保護者から徴収することとされています。

なお、保護者から徴収する額の範囲は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第10条(保育所は附則第5条第2項)により次のように定められています。

区 分		災害共済給付に係る 共 済 掛 金	保 護 者 から 徴 収 す る 額
義務教育諸学校		920 円 (460 円)	左欄の額の10分の4～10分の6の額 368 円 (184 円) ～ 552 円 (276 円)
高 等 学 校	全 日 制	1,840 円 (920 円)	左欄の額の10分の6～10分の9の額 1,104 円 (552 円) ～ 1,656 円 (828 円)
	定 時 制	980 円 (490 円)	左欄の額の10分の6～10分の9の額 588 円 (294 円) ～ 882 円 (441 円)
	通 信 制	280 円 (140 円)	左欄の額の10分の6～10分の9の額 168 円 (84 円) ～ 252 円 (126 円)
高 等 専 門 学 校		1,880 円 (940 円)	左欄の額の10分の6～10分の9の額 1,128 円 (564 円) ～ 1,692 円 (846 円)
幼 稚 園		270 円 (135 円)	左欄の額の10分の6～10分の9の額 162 円 (81 円) ～ 243 円 (121 円)
<b>幼保連携型 認定こども園</b>		<b>270 円 (135 円)</b>	<b>左欄の額の10分の6～10分の9の額 162 円 (81 円) ～ 243 円 (121 円)</b>
保 育 所 等		350 円 (175 円)	左欄の額の10分の6～10分の9の額 210 円 (105 円) ～ 315 円 (157 円)

(注) ( ) 内は沖縄県における共済掛金額です。

(注) 保育所等：保育所、保育所型認定こども園(保育所)、幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設、地方裁量型認定こども園

(注) 幼稚園型認定こども園については、幼稚園部分は「幼稚園」として、保育機能施設部分は「保育所等」として、それぞれ加入手続きをする必要があります。

(注) 地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に係る事務は、当該地方公共団体の長が処理することとされています。